【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月20日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　津 賀　一 宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪（06）6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務部　部長　　井 垣　誠 一 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目５番１号（パナソニック東京汐留ビル） パナソニック株式会社　渉外本部
【電話番号】	東京（03）3437-1121
【事務連絡者氏名】	企画業務部　部長　　松 下　和 宏
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社　渉外本部 （東京都港区東新橋一丁目５番１号（パナソニック東京汐留ビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

１【提出理由】

当社は、平成28年12月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、パナホーム株式会社（以下「パナホーム」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付でパナホームとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社に関する事項

①　商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナホーム株式会社
本店の所在地	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号
代表者の氏名	取締役社長　　松下　龍二
資本金の額	28,375百万円（平成28年９月30日現在）
純資産の額	（連結）158,456百万円（平成28年９月30日現在）
総資産の額	（連結）283,258百万円（平成28年９月30日現在）
事業の内容	戸建・集合住宅の製造・施工販売、戸建分譲住宅・宅地・マンションの販売、リフォーム事業等

②　最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

決算期	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
売上高	324,458	325,622	352,971
営業利益	14,222	12,759	15,851
経常利益	14,834	13,003	15,866
親会社株主に帰属する当期純利益	8,925	7,995	10,053

（単体）

（単位：百万円）

決算期	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
売上高	261,515	245,443	249,849
営業利益	12,469	10,550	12,440
経常利益	12,767	10,903	12,584
当期純利益	7,461	6,019	7,839

③　大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成28年９月30日現在）

名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
パナソニック株式会社	54.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-SSD00	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.89
パナホーム社員持株会	1.86
株式会社三井住友銀行	1.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1.23
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1.20
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1.05

④　提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（平成28年９月30日現在）

資本関係	当社は、本日現在、パナホームの発行済株式数（168,563,533株）の54.00%に相当する91,036,634株を保有しております。
人的関係	パナホームにおいては、当社より87名の出向者を受け入れており、そのうち３名がパナホームの取締役に就任しております。 また、当社においては、パナホームより６名の出向者を受け入れております。
取引関係	パナホームは当社へ、グループファイナンスによる資金の寄託を行っております。 パナホームは、当社から、製品及び原材料等の購入を行っております。

（2）本株式交換の目的

当社は、大正７年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、総合エレクトロニクスメーカーとしてグローバルに事業を展開してまいりました。平成23年には、グループの力をより一層高めるため、パナソニック電工株式会社（以下「パナソニック電工」といいます。）及び三洋電機株式会社の完全子会社化を実施しました。近年では顧客・社会へのお役立ち領域をさらに拡大するため、「A Better Life, A Better World」のブランドスローガンを掲げ、家電に加え、車載や住宅、B2B事業に注力しております。

一方、パナホームは、「住まいは人間が生活していく上で最も大切なもの、それにふさわしい良い家をつくりたい」という松下幸之助創業者の強い使命感から、松下電器産業株式会社（現、パナソニック）と松下電工株式会社（後のパナソニック電工）の共同出資により、ナショナル住宅建材株式会社として昭和38年に設立されました。その後、昭和46年10月に東京・大阪両証券取引所市場第二部に上場、昭和47年８月には東京・大阪両証券取引所市場第一部に銘柄指定を受けました。昭和57年８月にナショナル住宅産業株式会社への商号変更を経て、平成14年10月、販売・物流・建設・サービスを担う主要な連結子会社28社を合併し、あわせて、商号を商品ブランドと同じパナホーム株式会社に変更いたしました。平成16年４月には、当社によるパナソニック電工の子会社化に伴い、当社の連結子会社となり、現在に至っております。

パナホームは、当社グループの住宅事業を担う中核企業として、長年培ってきた住宅設計・建築技術や部材・施工品質マネジメント力に加え、当社における住宅設備事業を中心とした住まいづくりのノウハウや技術力を活用することで、「お客様第一」を基本姿勢として、最適な快適、健康、喜びを提供し続ける「くらし感動創造企業」をめざしてまいりました。近年では、「新築請負事業」、「街づくり事業」、「ストック事業」、「海外事業」の４つの事業分野を経営の軸に据え、当社グループ各社とのパートナーシップ強化により、成長戦略を推進しております。

また、直近では、当社グループの住宅事業戦略における「リフォーム」、「新築・街づくり」、「エイジフリー（高齢者・介護サービス等事業）」、「住宅エネルギーマネジメント」、「海外」を重点領域とした取組みの１つとして、平成27年12月に当社がパナホームの子会社であるパナホーム リフォーム株式会社による増資を引き受けるとともに、平成28年４月、同社の社名をパナソニック リフォーム株式会社へ変更しました。これにより、当社とパナホームは、今後、市場拡大が見込まれるリフォーム事業におけるブランドを「Panasonicリフォーム」に一本化し、当社グループ全体でリフォーム事業における顧客接点を強化、より快適な住空間の提供をめざ

し、設計提案力や施工サービス体制などのさらなる強化に取り組んでまいりました。このように、当社とパナホームは、グループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を展開してまいりました。

一方で、取り巻く事業環境は、加速度的に変化しつつあると認識しております。国内住宅市場においては、人口動態から新設住宅着工戸数の逓減が想定されており、市場での競争が激化するなかで、街づくり事業やリフォーム事業、海外事業などへのビジネスモデルの変革、多角化が急務となっております。

かかる状況下、当社は、当社グループとしての住宅事業を、市場を上回って成長させていくためには、当社とパナホーム双方の経営資源を共有・活用しながら、オールパナソニック体制で顧客ニーズに迅速かつ的確に応えることが効果的であり、これによって住宅市場における当社グループの価値が一段と高まるものと判断し、パナホームに対して、平成28年11月初旬に本株式交換の申し入れを行いました。

パナホームとしても、このような事業環境下において、国内におけるシェア向上、のみならず、海外市場におけるさらなる事業展開、また、そのために必要な人材不足の解消、販売管理費等のさらなる低減、等が経営上の重要な課題となっており、これらを解決し、当社グループとして住宅事業の競争優位性を高め成長させていくためには、当社とパナホームがこれまで以上に連携を深め、当社グループとしての一体経営を実践することが不可欠であるとの認識に至りました。

当社とパナホームは、両社を資本面・事業面で完全に一元化することで、パナホームにおいては、これまで以上に機動的かつ迅速な意思決定、短期業績に左右されない長期的視野に立った革新的な経営、そして、当社とパナホーム双方の経営資源を最大限に活用した事業戦略の推進が可能となり、具体的に主に以下のシナジーが双方に現れると考えております。

① 当社が保有する、ブランド等の経営リソースの有効活用が進むこと。これにより、顧客の認知度向上はもとより、街づくり事業、リフォーム事業、エイジフリー事業、海外事業など重要事業でお客様へのお役立ちを高めることが可能になります。特に、統一的なパナソニックブランド戦略に基づき、家電・設備と住宅建築技術の融合による住空間創出、スマートハウスにおけるＩｏＴの技術開発等の強化が期待できます。また、当社が保有する海外ネットワークやグローバル人材とパナホームの設計・建築ノウハウを組み合わせることがASEAN地域を中心とした海外事業展開の加速にも繋がるものと考えております。

② 当社の信用力を有効活用できること。これにより、Ｍ＆Ａの実行、資本・業務提携をはじめ、パナホーム単独では困難であった、大規模な投資の可能性が広がります。

③ 当社グループ間における会社の垣根を越えた経営資源の最適かつ迅速な再配分が容易になること。これにより、当社グループとしての重要事業に対するリソースの重点投入などが期待できます。

また、共通インフラ活用による間接部門のコストダウン・効率化、当社グループ企業としての新卒採用強化および専門分野における人材補強、当社の国内外販売ルートを活かした大型案件紹介の拡大等、現在進めている両社の連携についても、その加速が期待でき、グループシナジー効果を早期に最大化できると考えております。

こうした認識のもと、両社は度重なる協議を行い、業界やその中における両社のポジショニングなどについての認識を共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、パナホームにおいても、独自に上場廃止によるメリットやリスク、ステークホルダーに与える影響等について検討を進めてまいりました。その結果、当社がパナホームを完全子会社化することにより、以上のとおり当社における重点領域である住宅事業が強化でき、パナホームの企業価値向上に資するものであるのみならず、当社グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えで両社の見解が一致したことから、本株式交換を行うことを決定いたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、パナホームを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第２項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。パナホームについては、平成29年６月開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	パナホーム （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.80
本株式交換により交付する株式数	普通株式：61,505,717株（予定）	

（注１）株式の割当比率

パナホーム株式１株に対して、当社株式0.80株を割当交付します。ただし、当社が保有するパナホーム株式（本日現在91,036,634株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がパナホーム株式（ただし、当社が保有するパナホーム株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のパナホームの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するパナホーム株式に代わり、その保有するパナホーム株式の数の合計に0.80を乗じた数の当社株式を交付します。なお、パナホームは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するパナホームの取締役会決議により、パナホームが保有する自己株式及び基準時までにパナホームが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社の交付する株式数は、パナホームの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

1. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

2. 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなるパナホームの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

③ その他の株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）とパナホーム株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）
商号：パナソニック株式会社
住所：大阪府門真市大字門真1006番地

乙（株式交換完全子会社）
商号：パナホーム株式会社
住所：大阪府豊中市新千里西町１丁目１番４号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に0.80を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.80株の割合をもって割り当てる。

3. 前二項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額	金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年８月１日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りにより効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

第8条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会における承認が得られなかったとき、(ii)本株式交換に必要となる国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は(iii)前条に従い本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年12月20日

甲　大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長　津賀　一宏

乙　　大阪府豊中市新千里西町１丁目１番４号
パナホーム株式会社
代表取締役社長　　松下　龍二

（株式交換契約書は以上）

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①　割当ての内容の根拠及び理由

当社及びパナホームは、本株式交換に用いられる上記２．（３）②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、パナホームはＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、第三者算定機関である野村證券から平成28年12月20日付で受領した株式交換比率に関する算定書、長島・大野・常松法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

パナホームにおいては、第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券から平成28年12月20日付で受領した株式交換比率に関する算定書、森・濱田松本法律事務所からの助言、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会からの指示、助言等を踏まえ、慎重に協議・検討を重ねるとともに、特別委員会から答申書を受領しております。パナホームは、本株式交換比率については、下記２．（４）③「算定の概要」に記載のＳＭＢＣ日興証券の算定結果に照らしてみても、市場株価法のレンジを超えており、類似上場会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）のレンジの範囲内であることから、妥当な水準であり、また、特別委員会によるＳＭＢＣ日興証券を通じた参画を経て、当社との間で交渉を重ねて合意されたものであり、パナホームの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しております。

上記のほか、当社及びパナホームは、適宜、それぞれのリーガル・アドバイザーから助言等を受けるとともに、それぞれ相手方に対してデュー・ディリジェンスを実施し、当社及びパナホームの財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、当社及びパナホームは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された当社及びパナホームの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

②　算定機関との関係

当社の第三者算定機関である野村證券及びパナホームの第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券はいずれも、当社及びパナホームからは独立した算定機関であり、当社及びパナホームの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③　算定の概要

野村證券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年12月19日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成28年６月20日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値平均値、平成28年９月20日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値平均値、平成28年11月21日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均値、平成28年12月13日から算定基準日までの直近５営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

パナホームについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年12月19日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナホーム株式の平成28年６月20日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値平均値、平成28年９月20日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値平均値、平成28年11月21日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均値、平成28年12月13日から算定基準日までの直近５営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を、またパナホームには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.66～0.77
類似会社比較法	0.45～1.01
DCF法	0.58～1.14

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年12月19日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、パナホームの財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたパナホームの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、ＳＭＢＣ日興証券は、当社については、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、平成28年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における33営業日（当社により「「連結通期業績予想の修正」に関するお知らせ」が公表された平成28年10月31日の翌営業日である平成28年11月１日から算定基準日までの期間）、１ヶ月間及び３ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

パナホームについては、東京証券取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、平成28年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における44営業日（パナホームにより「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成28年10月14日の翌営業日である平成28年10月17日から算定基準日までの期間）、１ヶ月間及び３ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、パナホームと類似性があると判断される類似上場会社として、住友林業株式会社、三井ホーム株式会社、株式会社オープンハウス及びタマホーム株式会社を選定した上で、企業価値に対するEBITDA及びEBITの倍率、PER、PBRを用いて算定を行いました。

DCF法では、パナホームが作成した平成29年３月期から平成32年３月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法より算出しております。具体的には永久成長率法では永久成長率として0.0%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.4倍～5.4倍を使用しております。また、割引率は6.39%～7.81%を使用しております。

なお、各評価方法によるパナホームの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.68～0.73
類似上場会社比較法	0.55～1.19
DCF法	0.66～1.27

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でＳＭＢＣ日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照したパナホームの財務予測については、パナホームの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成28年12月19日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。また、ＳＭＢＣ日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、ＳＭＢＣ日興証券がDCF法の採用に当たり前提としたパナホームの事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（5）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック株式会社
本店の所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
代表者の氏名	取締役社長　　津賀　一宏
資本金の額	258,740百万円
純資産の額	現時点で確定しておりません。
総資産の額	現時点で確定しておりません。
事業の内容	電気・電子機器等の製造・販売

以　上